

【2023年2月8日 参議院 国民生活・経済及び地方に関する調査会 資料】

国連の総括所見と インクルーシブ社会への課題

DPI日本会議 副議長

尾上 浩二

障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 2013年障害者権利条約批准の国会参考人。2022年8月ジュネーブでの対日審査に参加
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー

2013/11/28 参議院委員会で意見陳述



我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロープの設置)を行わないことを指します。



条約成立までー締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
2008年 5月 条約が発効しました。

2014年1月20日現在
140か国・1地域機関(EU)が締結済み
です(我が国を含む)。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も取りながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
(障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)
(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。

2014年1月 外務省人権人道課 (お問い合わせは03-5501-8240まで)

障害者権利条約批准後の動き

- 基本法改正、総合支援法、差別解消法などの成立を受けて、障害者権利条約批准(2014年1月)
- 2016年6月第1回政府報告を国連に提出
- 2019年10月 日本政府への事前質問事項
- 2022年8月22～23日 日本政府との建設的対話
- 2017年～ 5年間に渡りJDF(日本障害者フォーラム)ではパラレルレポートを準備・提出

100名と最大規模の参加者



ブリーフィングと「建設的対話」

- 8月19日 第1回目 **ブリーフィング**
 - パラレルレポートの発表と委員からの質問
- 8月20日 回答分担と回答作成、個別ロビー
- 8月21日 権利委員へのロビーイング
- 8月22日 午前 第2回目 **ブリーフィング**
 - 委員からの質問への回答→追加質問
- 8月22日 午後 **建設的対話1日目**
- 8月23日 午前 **建設的対話2日目**
- 9月9日 日本への **総括所見発表**！（10月7日確定版）

5年間の準備の末 迎えた歴史的瞬間



知的障害当事者ロバートマーティンさん



相模原事件を受けて地域移行を 知的障害当事者の参画を マーティン委員

- 2016年やまゆり園事件を経て、このような施設で
今も多くの障害者が暮らすことについて考え直した
ことはあるか。
今後どのような資源配分を行うのか、19条にしたが
って脱施設化、地域への移行を推進していくか？
- 障害者のための政策に関わる委員会の中で、知的
障害当事者が参加していないのはなぜか、委員会
の設営と運営に参加することができたのか。

地域移行について質問 サオラックさん



地域移行についての質疑

～地域移行コーディネーター創設が課題

■ サオラック委員(タイ)より【質問】

- 脱施設をするためにどのようなステップをとっているか？
地域移行コーディネーターをつくり任命しているか、法制化は？

■ 厚労省より【回答】

地域での生活をサポートするために

- 地域生活支援拠点を各地でつくることが重要
- 各施設において地域移行の責任者をおくべき
- このような指摘を踏まえ、厚生労働省として地域移行、地域生活を支援

■ →地域移行コーディネーター創設が課題

質問が相次いだインクルーシブ教育

- 全般的に委員からの的確な質問の一方、政府回答は法制度の現状説明が中心で物足りない物だった
- 文部科学省からの【回答】には質問が相次いだ
 - 2013年に制度改正を行い、特別支援学校か普通学校か、本人と保護者の意思に基づき選択できることにした。
 - 通常学級に在籍しながらサポート受ける児童は10年間で倍増、インクルーシブ教育も大きく進展した
- →実際は、
 - 「本人保護者の意見を最大限尊重」というのが最終的には各教育委員会が決める仕組み～希望が認められず裁判にも
 - この10年間で特別支援学校は1.2倍、特別支援学級は2.5倍と、分離された環境で学ぶ子どもが大幅に増加

分離教育で学ぶ子どもたちの増加を指摘

ドンドフドルジ委員（モンゴル）

「分離された環境で教育を受ける子どもたちの数がかかなり増えているようにみえます。

…障害者の中で小学校と中学校で、**施行令の 22 条の3**に定義されているカテゴリーに所属する人で、通常のクラスに小学校で入っている人は**2016年5月で1575人だったのが2017年には1144人まで減っている。**」



感動的な閉会挨拶 キムミヨンさん



comprehensive responses during the constructive chi log of this
27th session of the committee



日本担当のキムミヨンさんのメッセージ

- 日本の障害者と市民社会によるパラレルレポートが示す日本の障害者の実際の状況と、政府報告書に大きなギャップが見受けられます。私たちは、これらの分野での解決に迅速に取り組むための具体的な改善策を見出すように、締約国である日本に強く求めます
- 人生を通じて権利のために一心に取り組んできた障害者と障害者市民社会団体そして家族と連絡を取り合い、連携を続けていくことを、この閉会の辞の最後に締約国である日本にお願いいたします。

日本への総括所見 発表！ 2022/9/9

【確定版10/7】

- 総括所見（全文75パラ・18ページ）で指摘された注目ポイント
 - 医学モデル・パターリズムから人権モデルへの転換
 - 障害者差別解消法の下での救済手続き
 - 障害女性、障害のある子どもの複合差別、虐待への対応
 - 成年後見（代理決定）から支援付き自己決定への転換
 - 優生保護法被害者への謝罪・補償、法律改正
 - 精神医療の強制医療の廃止、身体拘束等の防止
 - 入所施設・精神科病院からの地域移行—国家戦略と実施義務
 - 手話を言語として公的認知
 - 分離教育の中止・インクルーシブ教育の国家行動計画、普通学校への「非拒否条項」、4/27通達の撤回、合理的配慮等々
 - パリ原則に基づく国内人権機関と障害者政策委員会の強化等

日本への総括所見の特徴①

- 全75パラグラフ、18ページと詳細
(他国は10ページ前後)
- 脱施設、インクルーシブ教育をはじめ政府にとって厳しい勧告が多いが、肯定的側面もしっかりと押さえている
 - 障害者差別解消法
 - バリアフリー法改正
 - 情報アクセシビリティコミュニケーション推進法
 - マラケシュ条約と読書バリアフリー法
 - 障害者文化芸術推進基本法
 - 条約モニター機関として障害者政策委員会設置 etc

日本への総括所見の特徴②

- 1～33条まで全条文に関して「懸念」と「勧告」
- 目指すべきビジョンの「明確性」
& 行うべき措置の「具体性」
- 緊急措置を取るべき課題(パラ71)
 - 「脱施設(精神病院も含む)」
 - 「インクルーシブ教育」
- この2つはつながったテーマ(日本担当委員・ラスカス氏)
 - 「子ども時代の分離は、分断した社会を生み出す」
 - 「インクルーシブ教育はインクルーシブ社会の礎」
- 医学モデル・パターナリズムから人権モデルへの転換
- 「分けた上で手厚く」という日本流対応への根本的問いかけ
- 次回審査＝2028年までに着実な改革を

緊急措置が必要な地域生活・教育 ～次回報告は2028年

- 71. 委員会は、本総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調する。委員会は、**早急な措置が求められるものとして、自立した生活及び地域社会への包容に関するパラ42、及び障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関するパラ52**に含まれる勧告について、締約国の注意を喚起したい。
- 75. 委員会は、締約国に対し、**第2回・第3回・第4回定期報告を2028年2月20日までに提出し、本総括所見の勧告の実施に関する情報を含めることを要請する。**

総括所見が19条で指摘し求めていること①

- ①知的、精神、高齢、身体障害、集中的な支援を必要とする者・子どもの施設収容の継続、地域生活・家庭生活の剥奪
 - 施設収容の廃止のため予算配分を入所施設から地域生活へ振り向けること
- ②精神障害者・認知症患者の精神科病院への収容、無期限入院の継続
 - 精神科病院に入院している全てのケースの見直し
 - 無期限の入院をやめること
 - 地域社会で生活できるように支援すること

総括所見が19条で指摘し求めていること②

- ③親の扶養下での生活、グループホーム等での生活で障害者が居住地、どこで誰と暮らすか選択機会の制限
 - 特定の生活形態に住むことを義務づけられず自分の生活に対して選択・コントロールできるようにすること
- ④脱施設化と地域での自立生活のための国家戦略・法的枠組の欠如
 - 障害者団体との協議の上で
 - 「期限付きの目標基準」「人的・技術的・財政的資源」を伴う脱施設化に関する国家戦略・法的枠組みの策定
 - 地域移行の取り組みを自治体が義務的に実施すること

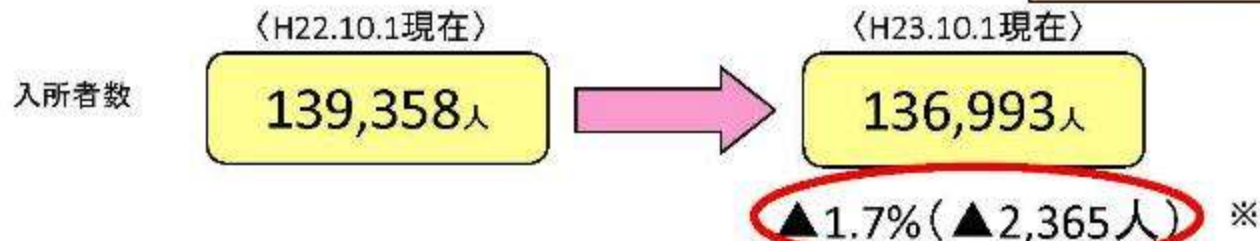
総括所見が19条で指摘し求めていること③

- ⑤地域で自立生活をするために十分な支援体制が整っていない
 - アクセス可能で安価な住宅、 パーソナルアシスタンス、ユーザー主導の予算、地域内のサービスへのアクセス等を含む支援体制の強化などの地域自立の支援体制の強化
- ⑥地域生活サービスについて障害の医学モデルに基づく支給認定評価制度
 - 障害者の社会参加とインクルージョンにとっての社会の障壁と必要な支援の評価を含む、障害者の人権モデルに基づいたものにする

【2011年】施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

1 入所者の推移

※ 1については、2,668施設からの回答を集計(回収率100%)。
2以降については、被災地域の一部の施設を除く、2,658施設からの回答を集計(回収率99.6%)。



- 対象施設
- (1)身体障害者療護施設
 - (2)身体障害者入所授産施設
 - (3)知的障害者入所更生施設
 - (4)知的障害者入所授産施設
 - (5)精神障害者入所授産施設
 - (6)身体障害者入所更生施設
 - (7)精神障害者生活訓練施設
 - (8)障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

※ 回収率が異なるため、2の(1)の退所者数の合計と新規入所者数の差とは合致しない。

(1)退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2)地域生活への移行状況

〈H22.10.1→H23.10.1〉

地域生活へ移行した者 **4,836人** (3.5% (H22.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合))

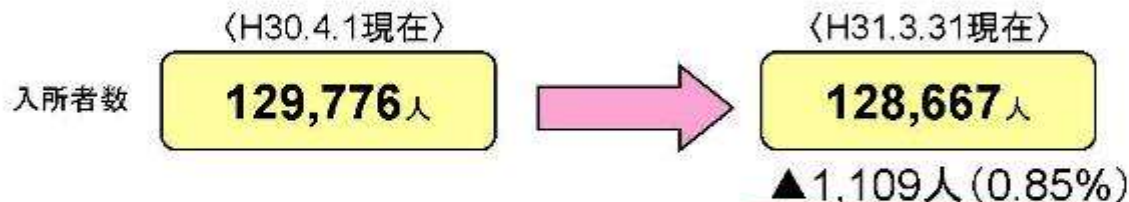
〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

出典：障害福祉計画に係る実施状況報告
地域移行アンケート

1 入所者数の推移



【対象施設】
障害者支援施設
※ 2,497施設からの回答を集計

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場等の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	退所者計	新規入所者
1,525人 (23.5%)	615人 (9.5%)	482人 (7.4%)	29人 (0.4%)	1,417人 (21.8%)	2,285人 (35.2%)	146人 (2.2%)	6,499人	5,394人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況 (H30.4.1→H31.3.31)

地域生活へ移行した者

1,525人

地域生活へ移行した者のうち
地域移行支援を利用した者

306人(20.1%)

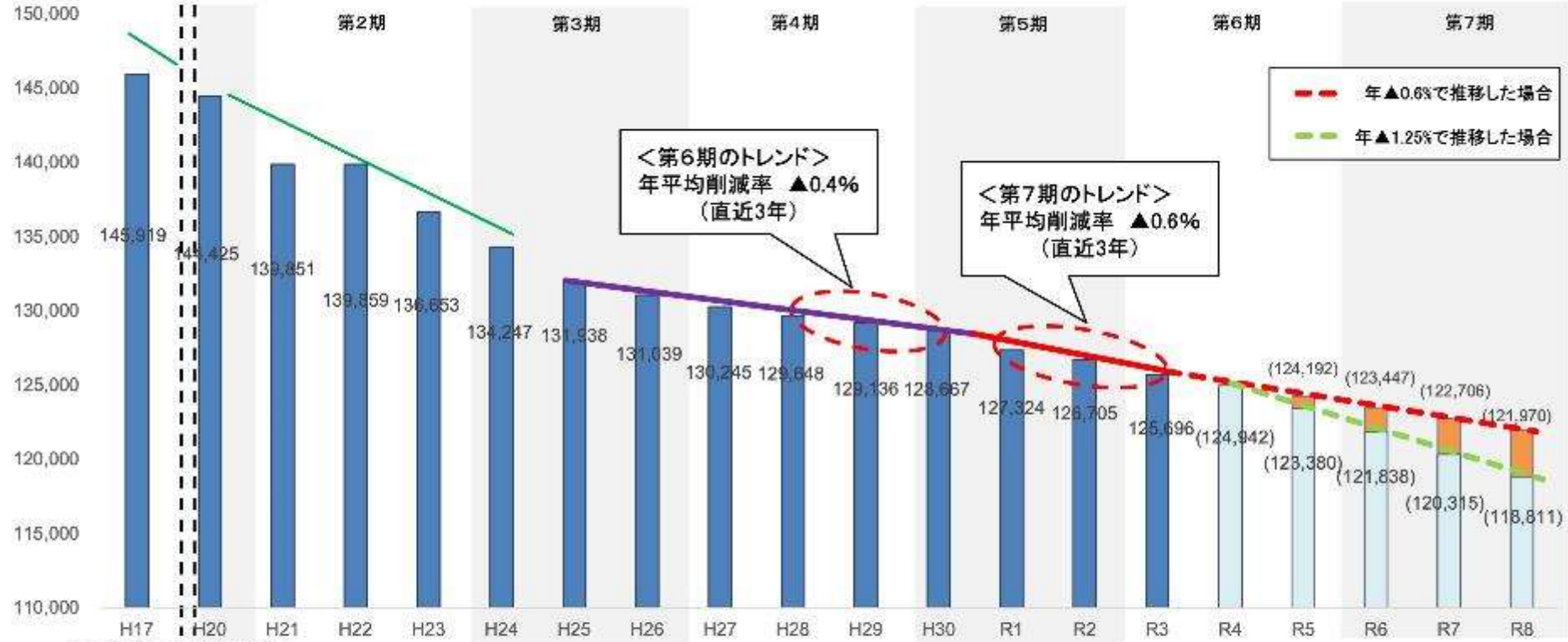
※H30.4.1の入所者数をベースとして地域生活に移行した割合 **1.1%**

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活援助	宿泊型 自立訓練	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公営住宅を除く)	その他民間住宅	
654人 (42.9%)	12人 (0.8%)	11人 (0.7%)	674人 (44.2%)	23人 (1.5%)	6人 (0.4%)	119人 (7.8%)	26人 (1.7%)

施設入所者数の推移について(参考データ)

施設入所者数の推移



基本指針における実績値

	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7%	▲10%	▲4%	▲2%	▲1.6%	▲5%
実績値	▲8.9% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10.3% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲2.1% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.3% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	— (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	— (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
	—	14,975人	2,802人	2,943人	—	—

※調整中につき変更の可能性あり

—平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。令和4年度以降は推計。
 (出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

大幅に減速した地域移行

～地域移行コーディネーター制度と拠点の機能強化を

■ 地域生活移行者の減少

- 地域生活移行者4836人(2011年)→1525人(19年)

■ 地域移行よりも多い新規入所

- 新規入所者7803人(2011年) 5394人(19年)

■ 入所施設数は10年で1万6千人程度の11%減

- 146,001名(2005年)→129,843名(2015年)

■ 「施設待機者」?!～「親なき後」への不安が背景 →親元等からの一人暮らし等への移行を

■ 地域移行コーディネーター制度(仮)創設と 地域生活支援拠点の機能強化を

障害者総合支援法改正・附帯決議（衆参）

- 国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における指摘事項を踏まえ、
- 地域移行を着実に進めるため、多様な障害当事者の意見も踏まえ、目標を設定するなど具体的な地域移行の計画を立案すること。
- また、地域生活支援拠点等の役割の明確化や機能強化 拠点コーディネーターの役割の整理や配置の促進など地域移行を効果的、計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること。

附帯決議をふまえて、多様な当事者が参画した
検討会を立ち上げて、活発な議論と検討を!!

総括所見が教育で指摘し求めていること①

- ①分離された特別教育が存続。医学モデルにより通常の学校はアクセスしにくくなっている
 - 分離された特別支援教育をやめ、インクルーシブ教育の権利を認めること
 - 国家行動計画を採択し、すべての障害のある子どもが合理的配慮と個別支援を受けられるようにすること
- ②普通学校への入学拒否、障害のある子どもが半分以上の時間を普通学級で過ごしてはならないとする通知
 - 普通学校への通学を保障し、就学拒否禁止条項・方針を
 - 分離を強める通知の撤回

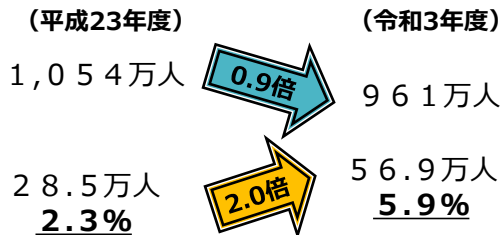
総括所見が教育で指摘し求めていること②

- ③障害のある子どもへの合理的配慮が不十分
 - 障害のあるすべての子どもにインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮の保障
- ④教師の技術不足、インクルーシブ教育への否定的態度
 - インクルーシブ教育・人権モデルに関する教員・教育関係者の研修
- ⑤手話言語教育、盲ろう児など、情報コミュニケーションの欠如
 - 手話言語教育、ろう文化の促進、盲ろう児教育
- ⑥大学入試や課程など高等教育の政策の欠如
 - 高等教育における全国的な総合政策の策定

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数

特別支援学校

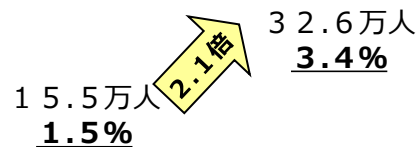
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和2年度の値。H23は5月1日時点、R2はR3.3.31時点の数字。

特別支援学校 開校相次ぐ

通う子10年で2割増 教室不足

少子化で子どもの数が減り、学校の統廃合も進むなか、障害のある子どもが通う特別支援学校が次々に開校している。朝日新聞の取材では、2018年度以降の3カ年に全国で17校が開校し、さらに今後、全国で36校の新設計画がある。専門的な支援教育を望む保護者が増えたことなどで、支援学校に通う子どもはここ10年で約2割増加。深刻な教室不足が背景にある。

▼3面▶保護者の思い

47都道府県の教育委員会に取材したところ、支援学校は18年度から今年度までに、東京や愛知など12都道府県が17校を開校。さらに来年度以降、埼玉、東京各6校、福岡3校など、19都道府県に36校の新設計画がある。昨年度、教室が足りず、会議室などを教室に転

特別支援学校

音・ろう・養護の各学校が07年に一本化され、幼稚園から高校にあたる各部署ができた。少人数の学級編成で、障害に応じた専門的な教育や就労・自立支援を行う。重い障害を持つ子が対象だが、高校生にあたる生徒が学べる高等支援学校は、比較的軽度の知的障害の生徒も受け入れている。

用した支援学校は、すべての都道府県にあった。文部科学省によると、全国の小中高校に通う児童生徒数は1985年度の2226万人をピークに、昨年度は1280万人にまで減少し、学校も約4万2千校から7千校減った。

一方、支援学校に通う子どもは2009年度に11万7千人だったのが、昨年度までに2万7千人増えて14万4千人に。知的障害のある子が約9割を占める。学校数は116校増え、1146校となった。

昨年5月の文科省調査では全国の支援学校で計3162教室が不足していた。国の有識者会議は支援学校が最低限備えるべき施設などの設置基準をつくるよう

求め、文科省が検討中だ。国は障害がある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ教育」を進めようと、13年に学校教育法の施行令を改正。通常校か、支援学校か、子どもの就学先を決める際に保護者の意見が反映されるようにした。

就学時の健診で障害を見つけやすくなったこともあり、通常校に通いながら校内の特別支援学級で学ぶ子どもも、この10年で倍増した。ただ、17年度の調査では、どちらにも入学できる障害の重さと判断された約1万人の7割が支援学校を選んだ。また、支援学校では高校にあたる高等部で特に生徒が増えている。背景について、支援学校6校を新設する埼玉県教委の担当者は「子どもの特性にあわせた、より専門的な教育に期待する保護者が増えた」とみる。2校を新設する大阪府教委の担当者は「就労を想定した専門的授業もあり、福祉事業所などへの就職に期待する保護者もいる」と言う。

「安心して預けられる態勢を」

特別支援教育に詳しい都留文科大学の堀英俊准教授は「支援学校も保護者の大事な選択肢の一つ」としたうえで、「教室不足への対応として学校を新設するのはあくまで緊急対処。通常の学校にも、一人ひとりの個性や特性に応じた授業ができる少人数学級を設けるなど、保護者が安心して子どもを預けられる態勢を整えるべきだ」と話す。

(渡辺元史、玉置太郎)

普通学校に就学できても合理的配慮が不十分 子：安心して学べない 親：働くことができない

修学旅行「親の同行を」

夜間対応 教委が難色

東京都教育委員会が、修学旅行中の障害のある児童生徒の夜間対応について、保護者の同行を原則とする方針を示した。これは、障害のある児童生徒が安心して修学旅行に参加できるようにするためだ。教委は、夜間の対応が難しいと判断した場合、保護者の同行を希望する場合は、原則として許可する方針を示した。ただし、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。また、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。

源泉の中3女子



東京都教育委員会が、修学旅行中の障害のある児童生徒の夜間対応について、保護者の同行を原則とする方針を示した。これは、障害のある児童生徒が安心して修学旅行に参加できるようにするためだ。教委は、夜間の対応が難しいと判断した場合、保護者の同行を希望する場合は、原則として許可する方針を示した。ただし、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。

東京都教育委員会が、修学旅行中の障害のある児童生徒の夜間対応について、保護者の同行を原則とする方針を示した。これは、障害のある児童生徒が安心して修学旅行に参加できるようにするためだ。教委は、夜間の対応が難しいと判断した場合、保護者の同行を希望する場合は、原則として許可する方針を示した。ただし、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。

排除なき社会へ
のちの世に語り継ぐ



付き添い7年「心折れそう」



看護師の対応自治体で差

東京都教育委員会が、修学旅行中の障害のある児童生徒の夜間対応について、保護者の同行を原則とする方針を示した。これは、障害のある児童生徒が安心して修学旅行に参加できるようにするためだ。教委は、夜間の対応が難しいと判断した場合、保護者の同行を希望する場合は、原則として許可する方針を示した。ただし、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。

「医療的ケア児」通学保護者の6割同行

文科省「改善を」

東京都教育委員会が、修学旅行中の障害のある児童生徒の夜間対応について、保護者の同行を原則とする方針を示した。これは、障害のある児童生徒が安心して修学旅行に参加できるようにするためだ。教委は、夜間の対応が難しいと判断した場合、保護者の同行を希望する場合は、原則として許可する方針を示した。ただし、保護者の同行が難しい場合は、学校側が対応する方針を示した。

左：毎日新聞2015年5月日
右：東京新聞2017年10月17日

問われているのは？

～「分離に慣れ親しんだ社会」

- 緊急課題になった「脱施設」「インクルーシブ教育」
→問われているのは「分離に慣れ親しんだ社会」
- 総括所見を転換点に
「分離した上で手厚く」といった日本流対応への根本的な捉え直しを
 - ブラウン判決＝アメリカの公民権史の転換点
「分離すれども平等」
→「分離は差別である」(1954年)
 - 日本への総括所見
「分離した上で手厚く」
→「分離せず、合理的配慮と必要な支援」へ(202X年?)

障害者政策委員会での議論を

～障害者基本法改正から各法改正へ

- 障害者政策委員会（＝権利条約のモニタリング機関）で総括所見を受けた検討を
- 2011年障害者基本法改正→条約批准のため
- 次期基本法改正→総括所見を受けて条約実施のため
 - 障害者権利条約との関係の明確化（目的や原則）
 - 差別の定義、障害女性など複合差別の解消の明記
 - 地域生活、インクルーシブ教育を原則に
 - 障害者政策委員会の役割・機能の明確化 etc. etc.
- 学校教育法（含・施行令）、障害者総合支援法、精神保健福祉法など各法への取り組み

権利条約並びに総括所見の訳について

- 1～4条（一般原則と義務）の総括所見では、条約上の用語が不正確な和訳になっているとの懸念が示され、条約の全ての用語が日本語に正確に訳されるようにすることを勧告しているが、1月20日に公表された総括所見の公定訳（仮訳）でも修正が必要と思われる和訳が散見される。

【正確でないと思われる訳語の一例】

該当箇所	公定訳（仮訳）	修正案
7.(a)	温情主義的アプローチ	父権主義的アプローチ
7.(e)、41.(e)、42.(e)	個別の支援	個別の支援（パーソナルアシスタンス）
8.(a)	他者と対等であり	他の者との平等を基礎として
15.	自律的な力	エンパワメント
69.(b) 70.	ジェンダー衡平	ジェンダーバランス

➡JDFなど市民社会と協議をしながら、より正確な公定訳にあらためることが求められる。

バリアフリー ～日本最大の課題は建物

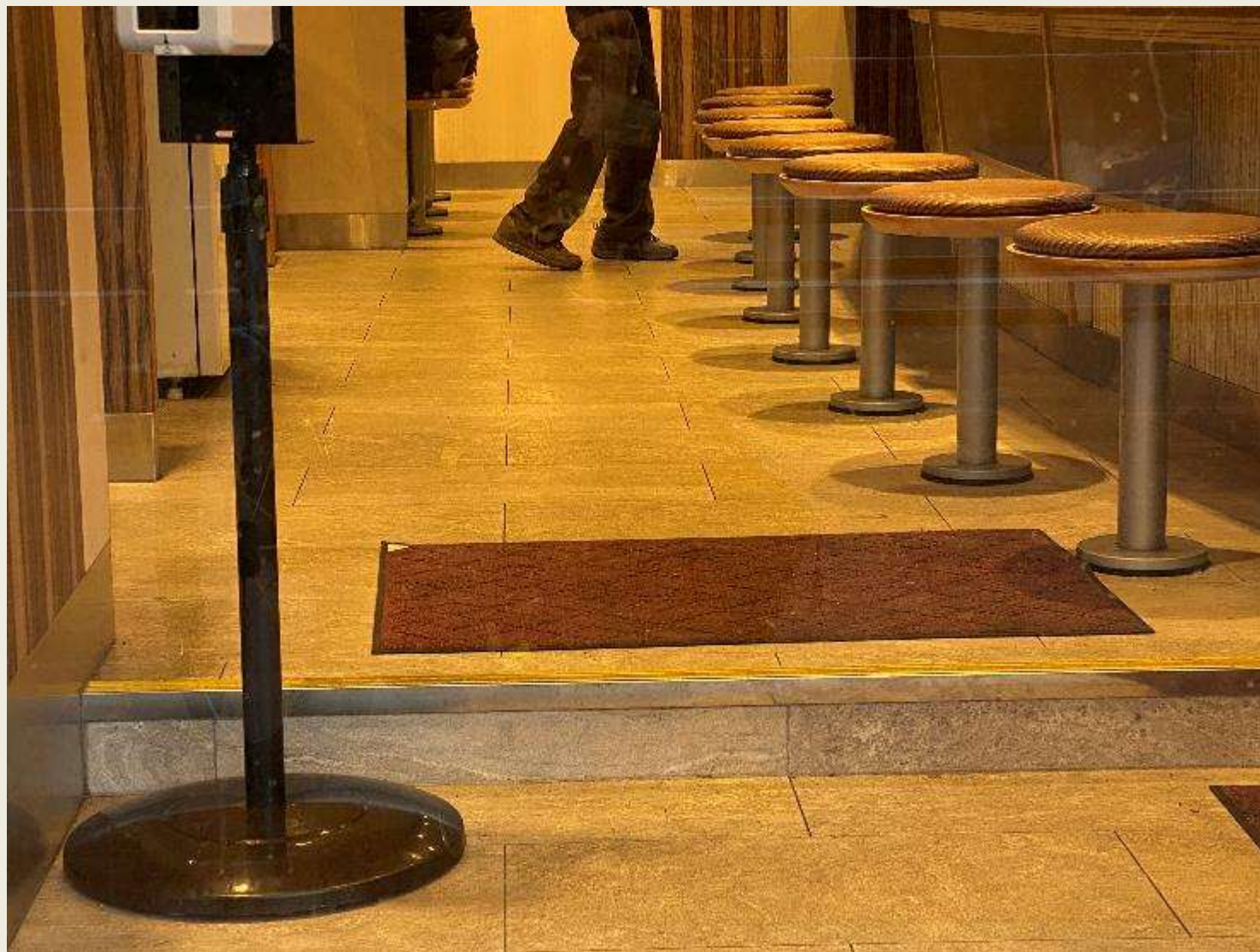
小規模店舗、住宅、スタジアム・
劇場、ホテル

小規模店舗 よくある店舗① 入口に段差



←ここに10cmくらいの
段差。電動車いすはこ
れで入れない

よくある店舗② 室内に段差



よくある店舗③ 全て固定椅子



日本の小規模店舗は 車いすですでほとんど入れない

1. 食べたいものでお店を選べない
 - バリアフリーのお店増えてない
 - 新築なのに ➡ 段差あり、固定椅子
 - 「何を食べたいか」ではなく「入れるお店」

アメリカでは？

- 2. 車いすで入れないお店ほぼなし
- ADAで障害者が利用できない店舗は差別
- 食べたいものでお店が選べる

原因は？

- 3. バリアフリー法の義務基準不十分
 - 1994年ハートビル法以来ほぼ進展なし
 - 店舗内のバリアフリー義務基準なし
(2021年～ガイドラインのみ)
 - デパートも共有部分（入口、通路、トイレ等）だけで、店舗内は段差あり

最低限の義務基準必要

4. 新築店舗には最低限の義務基準を
- 新規店舗なのに入れないお店が続々と
 - 段差解消、椅子は可動式等の最低限の義務基準が不可欠

住宅 バリアフリー住宅増えてない

- 車いすで住める住宅ほぼ増加なし
- 居室内のバリアフリー基準なし
- 入口、廊下は入れるが、居室内に段差あり（お風呂等）
- 居室内の段差解消の義務付け必要

東京オリパラのレガシーが 引き継がれていない（スタジアム・劇場）

1. TOKYO2020アクセシビリティガイドライン

- IPCアクセシビリティガイド（世界の基準）をベースに作成。
- 国立競技場等オリパラ会場は世界基準で整備
- しかし、バリアフリー法の義務基準には反映されていない

➡東京オリパラ後なのに後退した整備や基準
カンセキスタジアムとちぎ
ヨドコウ桜スタジアム

2025万博UDガイドライン（その後見直し・改善）

➡TOKYO2020ガイドのバリアフリー法義務基準への反映
が必要

【参考】

日本のバリアフリーの課題

建物、鉄道、バス・タクシー、
地域間格差、その他

バリアフリーの課題① 建物

1. 小規模店舗

- ・ 現在はガイドラインのみで義務基準なし

2. 住宅

- ・ 居室内のバリアフリー基準なし

3. スタジアム・劇場等

- ・ 東京オリパラで進展したが、バリアフリー法の義務基準に反映されていないため、不十分な施設続々建設
➡カンセキスタジアムとちぎ、ヨドコウ桜スタジアム

4. ホテル

- ・ バリアフリールーム1%義務（世界は3-5%）

バリアフリーの課題② 鉄道

1. 新幹線・特急のweb予約

- Web申込みだけで、webで予約・決済できない

2. ホームの段差と隙間の解消

- 車いす単独乗降可能。駅員介助不要、待たずに乗れる

3. 駅無人化

- 障害者が利用できない駅が増えている

バリアフリーの課題③ バス・タクシー

1. UDタクシー

- 相次ぐ車いす乗車拒否
- 車両構造の問題⇒運転手の負担大、大型車いす不可

2. 長距離バス

- 長距離バスはバリアフリー車両ほぼ車両なし
- 基準適用除外でバリアフリー免除

バリアフリーの課題④ 地域間格差

1. 鉄道のバリアフリー化状況 (2021年3月)

- 都市部 3千人以上/日の駅
95.0% (3090駅/3251駅)
- 地方 3千人未満/日の駅
26.8% (1654駅/6160駅)
- 全国
50.4% (4744駅/9411駅)

バリアフリーの課題⑤ その他

1. 最低基準の引き上げ

- (1) バリアフリートイレ (1以上)
- デパートでも各階にない⇒トイレを探して
- (2) エレベーター (11人乗り以上)
- IPCガイドは17人乗り以上
- 袖を小さくした乗りやすい形状
- (3) 身体障害者用駐車スペース (3.5m幅1以上)
- 規模に応じて増やす基準へ

2. 移動の権利

- IPCアクセシビリティガイド「アクセスは基本的人権」

3. 当事者参画のシステム化

- 大規模施設、象徴的なものは多様な当事者の意見反映
⇒新国立競技場UD/WS、成田空港UD分科会